

さんかく広場管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、都市計画道路栄町置賜町線の区域内にあるさんかく広場(以下「広場」という。)を使用する場合の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の条件)

第2条 広場は、中心市街地のにぎわいや活性化、並びに商店街の振興に寄与する事業等に使用するものとする。ただし、公的使用等市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

2 広場の使用は、福島市及び福島市関連事業が優先される。

3 次の各号に記載する事項に該当するものは使用できない。

(1)政治的活動及び宗教的活動での使用

(2)営利目的での使用

ただし、公共団体、福島市商工会議所、福島市商店街連合会が主催するもの、又は共催や後援等を受け実施するものは、この限りではない。

(3)集会のみでの使用

(4)公の秩序を乱す、又は善良の風俗を害する使用

(使用の許可及び使用手続き)

第3条 広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 広場の使用許可を受けようとする者は、使用する日の14日前(土・日・祝日の場合は翌開庁日)までに、使用目的及び内容、使用期間、使用箇所等を記載した行政財産使用許可申請書(様式第63号)を市長に提出しなければならない。

3 広場内に車両を乗り入れる際は、前項の申請前に使用方法について管理者と協議を行わなければならない。飲食物の販売や器材の設置を行う際も同様とする。

4 市長は、申請を許可した場合には、行政財産使用許可書(様式第64号)を交付するものとする。

5 市長は、前項の許可に際し、広場の管理上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付することができる。

6 広場の使用期間は、7日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを超えて使用することができる。

(使用料)

第4条 使用者は、福島市行政財産使用料条例(昭和39年条例第36号。以下「条例」という。)第2条に基づき算出した使用料を、使用日前にその全額を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した使用料は返還しない。ただし、第6条第1項1号及び第5号により使用の許可が取り消された場合においては、この限りではない。

(使用料の減免等)

第5条 条例第3条に規定する使用料の減免を受けようとする者は、行政財産使用料減免申請書(様式第65号)を使用許可申請時に市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、広場の使用許可を受けようとする者が条例第3条の規定のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 広場の使用期間が7日を超える場合は、使用料の減免を受けることはできない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りではない。

(使用の取消し等)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の条件を変更、若しくは使用の停止、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要を生じたとき。
 - (2) 使用許可の目的又は許可に付した条件に違反したとき。
 - (3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (4) 施設を滅失し、又はき損するおそれがあるとき。
 - (5) 災害その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。
 - (6) 次条各号の遵守事項に違反したとき。
 - (7) 使用許可を又貸したとき。
- 2 前項の規定による取消し等により、使用者に損害を及ぼすことがあっても、市はその責めを負わない。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設を損傷し、又は汚損しないこと。使用前に施設の破損等を確認した場合には、その状況写真を提出すること。
- (2) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示しないこと。
- (3) ごみ、その他の汚物を捨てる等不衛生な行為をしないこと。
- (4) 危険物等を持ち込まないこと。
- (5) 騒音により周辺的生活環境を損なわないこと。
- (6) 広場の使用時間は、午前7時から午後11時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (7) 車両を乗り入れる際は、事前協議の通り使用すること。
- (8) 飲食物の販売等や機材の設置を行う際は、事前協議の通り使用すること。
- (8) 広場の電気及び水道の使用は、必要最低限とすること。
- (10) 使用期間が2日以上の場合は、使用する備品等は終了時に撤去するものとする。やむを得ず残置する場合は、管理者の許可を得て、使用終了時刻から翌使用開始時刻までの間、必要な安全対策を施すこと。

(賠償責任)

第8条 施設及び備付物件を滅失し、又はき損した者は、市長の指示するところにより、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

3 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

5 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

6 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

7 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。